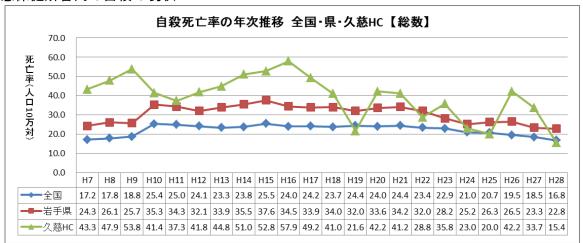
# 包括的な自殺対策の推進について

## 1 久慈保健所管内の自殺の現状



自殺死亡率は、全国及び岩手県と比較し高率で推移していたが、平成 19 年に県平均を大きく下回るまで減少して以降、年によって高低があるものの、長期的な視点から見ると減少傾向にある。

### 【参考】警察庁統計における自殺者数(発見日・発見地ベース)

平成 27 年 20 人 (確定値)、平成 28 年 9 人 (確定値)、平成 29 年 12 人 (暫定値)

### 2 主な自殺対策取組みの背景とこれまでの経過

年度	内容
平成 11 年度	関係者の間で地域課題として認識(久慈地域の自殺死亡率が全国の3倍、岩
	手県の 2 倍)
平成 12 年度	岩手医科大学の協力を得ながら、実態調査や自殺予防に関する検討委員会等
	を開催
平成 15 年度~	「久慈地域自殺予防対策推進ネットワーク」(代表者級)
平成 16 年度~	「久慈地域メンタルヘルス・サポートネットワーク連絡会」(実務者級)
平成 18 年度~	「市町村等こころのケア担当者連絡会」

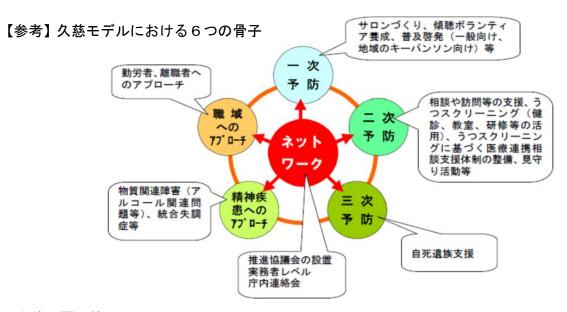
#### 3 久慈地域の自殺対策の特徴

- ・ 社会資源が少ない地域のソーシャルキャピタルとして、ネットワークと人づくりに着目。
- ・ 人が人を支えることを基本とし、困難を抱える人々が安心して地域で暮らせるよう、地域全体 にセーフティネットを広げ、支援が直接必要な人に届くような仕組みづくりを行う。
- 保健医療関係者のみならず、警察、消防、教育、地域福祉、介護、地域ボランティア等地域で 活躍する多岐に渡る関係機関が、地域の課題や関係者と随時ネットワークの拡充を図り、お互い の顔の見える関係をつなぎながら、地域に開かれたネットワーク活動を継続。

# 4 平成29年度における主な事業

区分	内容	回数等
ネットワーク	・久慈地域自殺対策推進ネットワーク会議	年1回
	・久慈地域メンタルヘルス・サポートネットワーク連絡会	年9回
	・市町村等こころのケア担当者連絡会	年9回
	<ul><li>久慈地域母子保健医療連絡会</li></ul>	年5回
一次予防	・普及啓発(9月自殺予防月間、3月自殺対策強化月間、11	随時
(普及啓発)	月アルコール関連問題啓発週間等)	
	・いきる支援セミナーの開催	年1回
	・傾聴ボランティア活動支援等	随時
	・ゲートキーパー養成講座・出前講座	随時
	・中、高校の卒業生に「こころの健康パンフレット」配付	年1回(卒業時)

区分	内容	回数等
二次予防	・精神科医師による精神保健相談	月1回
(相談体制の整備)	・断酒会員による酒害相談	月1回
	<ul><li>・ワンストップサービスデイ (ハローワークにおける健康 相談)</li></ul>	年1回
	・アルコール関連問題研修会	年1回
	・妊産婦メンタルヘルス研修会	年1回
	・面接相談、電話相談、家庭訪問等	随時
三次予防	・自死遺族交流会(こころサロン久慈)	年6回
(遺族支援)		
精神疾患への	・精神障がい者当事者、家族への支援	随時
アプローチ	・精神障がい者社会適応訓練	通年
	・ひきこもり者への支援(相談、フリースペース、家族教	通年
	室、支援者研修)	
	・アルコール関連問題研修会	年1回
職域へのアプローチ	・商工労働団体、事業所訪問	随時
	・働き盛りのメンタルヘルス研修会	年1回
被災住民への健康	・被災地応援医師による被災者の訪問、面接	通年
支援	・被災者の健康支援に係る情報交換会	年1回



#### 5 今後の課題等

- ・ 自殺者を年齢構成別に見ると、働き盛りや高齢者の自殺者数が多い傾向があることから、働き盛りや高齢者を対象とした自殺対策の更なる取組みを広げるため、職域や介護分野とのネットワークの広がりや自殺対策の取組みを推進していく必要がある。
- 自殺ハイリスク者が自殺に至る危険性が高いことを踏まえ、ハイリスク者の早期発見、早期介入のための連携の充実を図るため、関係機関が効果的で実効性のある連携を図り自殺対策に取り組んでいくことができるよう、ネットワーク体制を継続していく必要がある。
- ・ 不適切な飲酒はアルコール健康障害だけでなく自殺にも密接に関連すること、平成 26 年 6 月 「アルコール健康障害対策基本法」が施行されたことを踏まえ、アルコール問題に関する相談体 制の充実や普及啓発に取り組んでおり、継続した取組みにより更なる推進を図る。
- ・ 現行の「岩手県自殺対策アクションプラン」は計画期間が平成30年度までとなっており、平 成30年度に次期「岩手県自殺対策アクションプラン」を策定することになっている。
- これに伴い、当所では**二次保健医療圏の計画である「久慈地域自殺対策アクションプラン」を** 平成 30 年度内に策定する。
- ・ また、自殺対策基本法に基づき、各市町村は平成30年度までに市町村自殺対策計画を策定することになっており、当所としても必要な支援や調整を行っていく。